

福島県における復興祈念公園有識者委員会 設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、福島県における復興祈念公園有識者委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福島県双葉郡双葉町中浜地区、中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区、中浜地区における福島県における復興祈念公園の設計等の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(委員会の構成)

第3 委員会は、別表に掲げる委員及び行政委員で構成する。

2 委員は、福島県知事が委嘱する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営及び会議)

第5 委員会は、委員長との協議により事務局が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と判断した場合、委員以外の者を会議に参加させることができる。

(設置期間)

第6 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、福島県に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

(別表)

福島県における復興祈念公園有識者委員会 委員名簿

区分	氏名	役職
委員長	横張 真	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員	市岡 綾子	日本大学工学部 専任講師
委員	長林 久夫	日本大学工学部 名誉教授
委員	舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授
委員	涌井 史郎	東京都市大学環境学部 特別教授
		(敬称略・五十音順)
行政委員	伊澤 史朗	双葉町長
行政委員	吉田 数博	浪江町長

議事の公開について

- 委員会は、原則として公開で行う。(撮影は冒頭まで)
- 議事録については、福島県ホームページ上等において、当日の配付資料と併せて公開を行う。

福島県ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

- ただし、会議又は議事録の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると考えられるときは、その理由を明らかにした上で、会議又は議事録の全部又は一部を非公開にすることができるものとする。